

兵庫県公報

平成26年2月4日 火曜日 第2565号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1
告 示	
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 保安林の指定（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
○ 景観形成地区の指定の案の縦覧（都市政策課）	5
○ 景観形成基準の案の縦覧（同）	5
公 告	
○ 入札公告（広報課）	6
○ 平成26年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（同）	7
○ 平成26年度兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
企業庁公告	
○ 入札公告	12

公布された法令のあらまし

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、旅券法に関する手数料から一般旅券記載事項訂正手数料が削除されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第3号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項15中(3)を削り、(4)を(3)とする。

附 則

この規則は、平成26年3月20日から施行する。

告 示

兵庫県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成26年 2 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加古川西部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	來 住 壽 一	西脇市西脇839番地



兵庫県告示第97号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第 2 項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成26年 2 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
平成26年 2 月12日（水）午前10時30分から午前11時45分まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
兵庫県庁第 1 号館10階 農政環境部会議室



兵庫県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成26年 2 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
赤穂郡上郡町河野原字一ノ奥197の 1 から197の 5 まで、197の 7 から197の14まで、197の17から197の19まで、197の21から197の26まで、197の30、197の39から197の44まで、197の46から197の52まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一ノ奥197の24、197の23・197の25・197の26（以上 3 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。



兵庫県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

佐用郡佐用町桑野字堂途264、265、268から270まで、272から274まで、281、281の1、282、283、字堂途東平267、271の1から271の4まで、字堂峪274の1、275の1から275の3まで、277、284、285、字堂途奥276の1から276の3まで、字堂峪口286

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂途264・265・268・字堂途東平267・字堂峪284・285（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

姫路市広畑区才字南山1360の1から1360の9まで、1360の11から1360の13まで、1360の14・1360の15合併、1360の18から1360の24まで、1360の29、字南奥ノ谷1361の2から1361の8まで、1361の10から1361の12まで、1361の15から1361の20まで、1361の24

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第101号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成26年1月27日から同年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市長洲東通1丁目ほか



兵庫県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路平面図データ作成）

2 作業期間

平成26年1月20日から同年3月25日まで

3 作業地域

西脇市の一部



兵庫県告示第103号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

平成26年1月22日から同年3月20日まで

3 作業地域

たつの市の一部



兵庫県告示第104号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民局長から報告があった。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時

平成26年2月13日（木）午前10時30分から午前11時30分まで

2 場所

姫路市北条1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎敷地内 姫路職員福利センター 3階小会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 飛鳥土地株式会社

代表者氏名 小野善国

事務所所在地 姫路市辻井5-9-9

免許番号 兵庫県知事(9)第450315号

免許年月日 平成23年11月30日



兵庫県告示第105号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25丹波位置 0001号	26.1.20	篠山市宇土字尻細ノ坪359番1の一部、360番 の一部、360番地先水路 同 市宇土字下土井内ノ坪342番地先里道	6.00	99.36



兵庫県告示第106号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第4項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
名称 神河町中村・粟賀町地区
種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域
神崎郡神河町中村及び粟賀町の各一部
- 3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課、神河町地域振興課及び神河町神崎支庁舎
- 4 縦覧期間
平成26年2月4日から同月18日まで



兵庫県告示第107号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
名称 神河町中村・粟賀町地区
種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成基準の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課、神河町地域振興課及び神河町神崎支庁舎
- 3 縦覧期間
平成26年2月4日から同月18日まで

公 告

入札公告

兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年2月4日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 業務件名

兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部広報課 担当 北田

電話（078）362-3018

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成26年2月4日（火）から同月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成26年2月20日（木）午後3時 兵庫県西館1階小入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年2月19日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年2月18日（火）午前11時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成26年2月12日（水）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

**平成26年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施**

平成26年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 趣旨

平成26年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

## 2 企画提案コンペの概要

### (1) 名称

平成26年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

### (2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

### (3) 提案対象

タブロイド判5ページの作品

### (4) 主催者及び事務局

#### ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

#### イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報係（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

E - m a i l kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

## 3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い紙面を作成できること。
- (2) 2,350千部の編集、印刷、配布、広告掲載及び増刷号170千部の編集、印刷、広告掲載ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じて、契約金額の増額を伴うことなく、直ちに増刷・配布等の対応ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。
- (4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害等の緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項の別紙制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで何度でもできること。また、紙面で使用した写真については、肖像権等の問題がある場合を除き、県が発行する印刷物等に自由に使用できるよう電子データで納品すること。
- (8) 発行後、速やかに広告欄を空けた紙面を指定する電子ファイル形式にして提供できること。
- (9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、事務局の指示に柔軟に対応できること。

## 4 応募手続

### (1) 募集要項の配布及び応募受付

#### ア 配布方法

事務局において配布する。

#### イ 配布期間

平成26年2月4日（火）から同月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 応募図書の受付

#### ア 受付方法

事務局に持参すること。

#### イ 受付期間

平成26年2月4日（火）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時（2月21日（金）は午前11時）まで（正午から午後1時までを除く。）

## 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

### (1) 質疑

#### ア 質疑の方法



電子メール又はファックスにより事務局に提出すること（所定の質疑応答書によること。）

イ 質疑受付期間

平成26年2月4日（火）から同月17日（月）午後5時まで

ウ 回答

平成26年2月18日（火）までに文書により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書（募集要項の様式2）

イ 会社概要（制作、印刷、配布に関わる会社全てのもの。）

ウ スタッフ略歴

エ 企画作品兼刷見本（12部）

オ 企画説明書（12部。A4縦）

カ 制作費見積書及び広告料納入見積書

キ 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成26年6月号）

その他審査の必要上、後日、追加の資料を求めることがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当選し採用されたアイデア、レイアウト等については、契約終了後も県が引き続き使用する場合がある。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 提出物に不備のあるものは受け付けない。

なお、応募者は提出に先立ち、提出物について不備が無いか事前審査を受けることができる。

イ 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、場合によっては、企画のプレゼンテーションを求めることがある。

ウ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の取扱い

所定の手続を経た後、当選者に平成26年度「県民だよりひょうご」通常号の編集、印刷、配布、広告掲載業務及び増刷号の編集、印刷、広告掲載業務を委託する。

10 その他の応募条件等

「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。



**平成26年度「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペの実施**

平成26年度「ニューひょうご ごこく」の編集、印刷及び配布等業務並びに広告掲載業務並びに有償頒布業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

平成26年度「ニューひょうご ごこく」について、季節感と地域情報が満載の広報誌づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

兵庫県グラフ広報誌「ニューひょうご ごこく」企画提案コンペ

## (2) 方法

誌面構成等の企画提案を求める。

## (3) 提案対象

A4判44頁の「ニューひょうごこく」のうち、7頁分のレイアウト（フルカラー）と全体の誌面構成

## (4) 主催者及び事務局

## ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

## イ 事務局

兵庫県企画県民部広報課地域広報係（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

E-mail kouhouka1@pref.hyogo.lg.jp

## 3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等の全てにわたって質の高い誌面づくりができること。
- (2) 32,000部の編集、印刷を行い、県が指定する先への納入等ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡の取れるスタッフを配置できること。また、必要あればその都度、事務局と協議が行える体制がとれること。
- (4) 県内各地域の四季や歴史を表現する写真、資料等を提供できること。
- (5) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、募集要項の別紙制作工程例にかかわらず、事務局が了解するまで行うこと。また、誌面で使用した写真については、肖像権などの問題がある場合を除き、県が発行する印刷物やホームページ等で自由に使用できるようCD-R等の電子媒体で納品できること。
- (7) 発行後、速やかに誌面データをテキストファイル形式で提供できること。
- (8) 発行した誌面は、県ホームページにおいて閲覧できるよう広告欄を空けて、電子書籍の形式で納品できること。
- (9) 県内書店への販売ルートを確保でき、毎号1,500部の売上げが確保できること。
- (10) 有償頒布料を毎号につき、県が指定する日までに納入できること。
- (11) その他県の指示に柔軟に対応できること。

## 4 応募手続

## (1) 募集要項の配布

## ア 配布方法

事務局において配布する。

## イ 配布期間

平成26年2月4日（火）から同月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 応募図書の受付

## ア 受付方法

事務局に持参すること。

## イ 受付期間

平成26年2月4日（火）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時（2月21日（金）は午前11時）まで（正午から午後1時までを除く。）

## 5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

## (1) 質疑

## ア 質疑の方法

電子メール又はファックスにより事務局に提出すること（所定の質疑応答書によること。）。

## イ 質疑受付期間

平成26年2月4日（火）から同月17日（月）午後5時まで

## (2) 回答





**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
淡路市南鶴崎字南鶴崎1番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
静岡県浜松市中区住吉2丁目12番12号  
社会福祉法人聖隷福祉事業団 理事長 山 本 敏 博
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年1月14日  
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-1-3号（24淡路）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年2月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市磯浜町46番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市塩屋589番地  
藤 田 國 光
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年10月7日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-24号（25赤穂）

**企 業 庁 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年2月4日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
水道用及び工業用水道用薬品の購入
  - (2) 品目及び数量
 

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム       | 1,554,000キログラム |
| イ ポリ塩化アルミニウム       | 5,461,000キログラム |
| ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T） | 500,000キログラム   |
| エ 粉末活性炭（50%WE T）   | 110,000キログラム   |
| オ 液体苛性ソーダ          | 323,000キログラム   |
  - (3) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。  
数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。
  - (4) 納入期間

平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで  
各納入場所からの指示により随時納入すること。

(5) 納入場所

多田浄水場(川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所)  
神出浄水場(神戸市西区神出町田井3-1 東播磨利水事務所)  
中西条浄水場(加古川市八幡町中西条739 東播磨利水事務所)  
三田浄水場(三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所)  
船津浄水場(姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所)  
市川工業用水道管理所(姫路市飾磨区妻鹿字甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所)

(6) 入札方法

上記(2)アからオまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

平成26年2月4日(火)から同月18日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 西川  
電話(078)341-7711 内線5444

4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成26年2月5日(水)から同月18日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム       | 平成26年3月20日(木)午後1時30分 |
| イ ポリ塩化アルミニウム       | 平成26年3月20日(木)午後2時    |
| ウ ドライ粉末活性炭(5%WE T) | 平成26年3月20日(木)午後2時30分 |
| エ 粉末活性炭(50%WE T)   | 平成26年3月20日(木)午後3時    |

オ 液体苛性ソーダ 平成26年3月20日（木）午後3時30分

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館 5階会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成26年3月19日（水）午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。

(4) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年3月17日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(5) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を平成26年2月18日（火）午後5時までに提出すること。

(イ) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

(ロ) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年4月1日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした

入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 問合せ先

前記3(2)に同じ。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kazuaki Araki, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

a. 1,554,000kg of sodium hypochlorite

b. 5,461,000kg of polyaluminum chloride

c. 500,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)

d. 110,000kg of activated carbon powder (50%WET contained)

e. 323,000kg of sodium hydroxide for drinking water treatment

(3) Delivery period: From April 1, 2014 to March 31, 2015

(4) Delivery places:

Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)

Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)

Nakasaijo Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)

Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)

Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)

Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 18, 2014

(6) Deadline for tender:

The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)

a. 13:30 March 20, 2014

b. 14:00 March 20, 2014

c. 14:30 March 20, 2014

d. 15:00 March 20, 2014

e. 15:30 March 20, 2014

Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00

March 19, 2014

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444